

「移行認定又は移行認可の申請に当たって定款の変更の案を作成するに際し特に留意すべき事項について（案）」に関する意見募集手続（パブリック・コメント）の結果について
(平成20年11月14日) 内閣府公益認定等委員会事務局

1 意見募集対象

移行認定又は移行認可の申請に当たって定款の変更の案を作成するに際し特に留意すべき事項について（案）

2 意見募集期間

平成20年9月5日（金）から平成20年10月4日（土）まで

3 意見等提出者数

46

4 提出された意見等の内容

御意見として比較的多かったのは、評議員の選任方法、代表理事が欠けた場合の取扱い、理事会及び評議員会の決議方法に関するものでした。

5 提出された意見等の概要及び提出された意見等に対する考え方

提出された意見等の概要及び提出された意見等に対する考え方は、別添1のとおりです。なお、取りまとめの都合上、趣旨が類似のものは集約させていただいています。また、これら以外にも、意見募集の対象外の事項に係る意見等もありましたが、今後の業務運営の参考とさせていただきます。貴重な御意見等を提出いただき、ありがとうございました。

6 その他

「移行認定又は移行認可の申請に当たって定款の変更の案を作成するに際し特に留意すべき事項について」は、委員会の審議を経て、平成20年10月10日に決定されました。

別添1 「移行認定又は移行認可の申請に当たって定款の変更の案を作成するに際し特に留意すべき事項について（案）」に関する意見

別添2 移行認定又は移行認可の申請に当たって定款の変更の案を作成するに際し特に留意すべき事項について（編注：省略）

別添 1 「移行認定又は移行認可の申請に当たって定款の変更の案を作成するに際し特に留意すべき事項について」に関するご意見

番号	該当箇所	御意見概要	御意見提出者	御意見等に対する当方の考え方
1	I	定款の作成に当たって、その内容が公益法人認定法等の規定に適合していないと認定（認可）を受けることができないから、作成に当たって特に留意すべき法令上の事項を申請者に示し注意を喚起することは必要であり、賛成である。	民法34条 法人	ご指摘のとおりです。
2	I	<p>「一般社団・財団法人法等の規定の趣旨に反することとなる定款の定め」について、一般社団・財団法人法の規定の趣旨の具体的な記載が、例示として挙げられている項目の末尾以外にないので、より具体的に記載すべきである。</p> <p>公益法人認定法については、第1条において法律の目的が明確に規定されており、これを受けて今回の案のP2に具体的な例示として4項目が記載されているが、一般社団・財団法人法の第1条に定められている法律の目的は、今回の案が意味する法律の「趣旨」に相当するようなものではなく、今回の案にも具体的な例示がない。</p> <p>また、一般社団・財団法人法第12条では、「この法律に違反しないもの」を記載できる旨が定められており、法律を超えた対応となり、「法律の趣旨」に合っていないという理由による拒否処分のおそれがある。</p>	民法34条 法人	<p>「一般社団・財団法人法等の規定の趣旨に反することとなる定款の定め」における規定の趣旨とは、各規定の趣旨を指しており、各法律の「目的」として定められている条項のみに限られるものではないと考えています。例えば、一般社団・財団法人法第12条に「この法律の規定に違反しないもの」を定款に記載することができることとされており、法の規定の趣旨に反する事項や、他の法律に違反している事項等を定款に記載することは許されず、そのような定款の定めが設けられている場合には、不認定又は不認可の対象となり得るものと考えられます。ただし、その運用については、今回、その考え方について「定款変更の案作成の際の留意事項」として取りまとめるなど、できる限り、公平かつ適切に行ってまいりたいと考えています。</p> <p>なお、公益法人認定法については、一般社団・財団法人法のガバナンスを基礎として認定基準等が定められているなど、両者を完全に分離することはできませんが、例示として掲げているうちの「社員の権利を制限するおそれが高いもの」については、一般社団・財団法人法との関係が強いものとなっています。</p>
3	I	当該基準により定款審査する際、	地方公共	I-2及びI-3に記載のとおり

		「望ましい一つの在り方」との位置づけでは、行政庁は不認定又は不認可と判断しがたい。「あるべき一つのあり方」とし、定款審査の基準としての位置づけを明確にしてはどうか。	団体	り、定款の変更の案を作成する場合における望ましい一つの在り方を示すのみでなく、一般社団・財団法人法等の明文の規定又は規定の趣旨に反することとなる定款の定めについての考え方を示したものであり、「II各論」においては、留意事項ごとに、当該事項に違反している場合には不認定とならざるを得ないものなどの分類を記載しています。
4	I	<p>一般法人として設立された法人に対する公益認定の際に、行政庁が、本案に示す事項への留意を求め、審査の対象とすることは可能か。それが可能でない場合、本案とは別に基準等を設ける予定はあるのか。</p> <p>本案の趣旨が、一般法人として設立された法人に対する公益認定において活かされない場合、旧民法法人が移行認定を受ける場合との間で取扱いに差異が生じることになる。両者について同等の適正な運営が確保されるべきと考える。そこで、本案の位置づけと対象をより明確にすべきと考える。</p> <p>また、「1 定款審査の意義」において、移行認可を受ける法人にあっても留意すべき事項が含まれていることを明示すべきではないか。</p>	地方公共団体	<p>(1) 新規に設立される一般社団（財団）法人による公益認定の申請に対して、「留意すべき事項」に示された考え方及び内容が同様に当てはまる場合には、当「留意事項」で示された考え方及び内容に基づいて審査を行うことになるものと考えられます。</p> <p>例えば、「理事会における理事の代理人による出席を許容するような定款の定め」や「理事の選任権限について、社員総会又は評議員会以外の機関又は第三者に事実上の決定権を付与するような定款の定め」を設けた一般社団法人又は一般財団法人が公益法人認定法第7条に基づいて公益認定の申請をした場合については、当「留意事項」に示された考え方及び内容と同様に審査を行うこととなるものと考えられます（公益法人認定法第6条第3号参照）。</p> <p>(2) 総論の「3 定款審査における取扱い」において説明のとおり、各論の「定款審査における取扱い」で、各項目毎に認定及び認可のいずれを対象とするのかを明記しております。</p>
5	I	<p>本案を審査基準とする際には、特例民法法人が移行認定を受けようとする場合と、一般法人として設立された法人が公益認定を受けようとする場合について齟齬が生じないよう</p>	民法34条法人	<p>当「留意事項」は、特例民法法人の定款の変更の案の内容が、「一般社団・財団法人法等の規定に適合していること」が移行の要件とされた趣旨（旧民法における公益法人制度</p>

		に留意すべきである。		から大きく変革した新制度の趣旨を新制度に移行する法人に徹底させるため、移行に際しては、その定款の内容を行政庁が審査することにより、移行に伴う定款変更等の手続の確実性及びその内容の明確性を確保するとともに、移行に伴う紛争及び不正行為を防止することを図ったもの)を踏まえて作成されることとされたものです。
6	I	法人と行政庁との間で、定款への記載が必要となる必要的記載事項や相対的記載事項をどの程度の内容(記載のポイント、内規等他規程への委任の可否・限度等)で記載すべきかについて、認識の差異をなくすため、モデル定款とは別に示すべき。	民法34条 法人	一般社団・財団法人法等の規定による必要的記載事項、相対的記載事項については、法令及び「公益認定等ガイドライン」及び今回の「留意事項」等により明らかとなるものと考えており、さらに、これらを踏まえて、当委員会で現在検討中の「移行認定のための「定款の変更の案」作成の案内」において解説すると同時に、定款の定め例を示したいと考えています。
7	I	脚注の2において、必要的記載事項のうち一部の事項が審査の対象外とされているが、根拠は何か。	地方公共 団体	御指摘の事項を審査の対象外とした理由は、特例民法法人にあつては、当該事項を定款に記載することを求めることが不可能ないし著しく困難な場合が多いと考えられることによります。
8	II	各項目について移行認定と移行認可の双方でどのように取り扱われるのか明示すべき。	民法34条 法人 その他の 非営利法人 地方公共 団体	総論の「3 定款審査における取扱い」において説明のとおり、各論の「定款審査における取扱い」で、各項目毎に認定及び認可のいずれを対象とするのかを明記しております。
9	II	「定款の定め例」について、法律の条項については記載不要である。法律が改正された場合に、定款変更を行う必要が生じてしまうため。	民法34条 法人	定款において、その内容を明確にするために定款の個々の定めに対応する関係法令の該当条等を記載することは有意義なものと考えられます。 なお、将来の関係法令の改正等に伴う条文番号等のずれに対応する場合には、定款の附則において、「当定款において引用する条文の条数・

				<p>項番号等が、関係法令の改正等に伴い変更された場合においては、関係法令の改正等の内容に対応して適宜読み替えるものとする。」旨の明文の定めを設けることも考えられます（なお、このような定めがなくても、定款の内容の合理的解釈として、引用されている関係法令の条文番号については、関係法令の改正に対応して適宜読み替えることができるとの考え方が通常と思われます。）。</p>
10	II-1	<p>定款に「役員等以外のもは、法律上の役員等の権限を有しない」と明記すれば、役員等以外の者に一定の名称を付すこととする場合でも、その名称、定数、権限及び名称を付与する機関についての定めを設ける必要はないと考える。</p> <p>法人の役職については、法人の事情により異なり、その名称に対する権限の有無に対する受け取り方も人により様々である。これを全て限定列挙し定款の中で除外するのは合理的ではなく、また、役職名の追加・削除・変更等の都度、定款変更の手続きを行うのは煩瑣である。定款で、役員等以外のもは、法律上の役員等の権限を有しないと明記すれば、第三者に対する誤解を与える危険性を排除することについて、当「留意事項」における記載と全く同等の効果があると思われる。</p>	民法34条 法人	<p>法律上の権限はないが、権限を有するかのような誤解を生じさせる名称（役職）を付す場合には、法律上の権限がない旨を記載するのみでなく、その名称、定数、権限及び名称を付与する機関についての定めを設けることが望ましいと考えられます。</p> <p>また、II-1については、法律上の権限を有するかのような誤解を生じさせる名称（役職）のみを対象としており、このような役職について頻繁な新設・改廃が必要となるケースは一般的には少ないものと考えられます。</p> <p>なお、何らかの合理的な理由があってII-1において示している考え方と異なる運用をする場合には、移行認定の申請の際などに、その理由を説明していただき、公益認定等委員会において判断されることとなります。</p>
11	II-1	<p>考え方に賛成である。特に規模が大きい公益法人においては、名誉職的に様々な肩書きを付与している事例が散見され、それなりの権限を有するかのような誤解を生じるケースは枚挙に暇がないものと思われる。</p> <p>また、現行の公益法人においては、理事長、副理事長、常任理事等の呼称が慣行として用いられていることから、定款上、どの理事が「代表理事」であるのか等を明確にすべきである。</p>	個人	<p>定款審査における考え方については、II-1記載の考え方のおりですが、新制度の趣旨を踏まえれば、貴見の御指摘の考え方を徹底することも望ましい考え方の一つと考えられます。</p>

12	II - 1	<p>役員等以外の者について、法律上の権限を有するような誤解を生じさせない名称（役職）を具体的に明示していただきたい。一般企業で法律上の「執行役」と一般名称としての「執行役員」とが併存していることに鑑み、「理事役」、「評議委員」といった名称には誤解は生じないとの見解を示していただきたい。</p>	民法34条 法人	<p>具体的な事情を前提として個別に判断されるものと考えられますので、具体的な名称等については回答することは差し控えさせていただきます。</p> <p>なお、一般的には、代表権のない者（代表権を有しない理事を含む）に対し、「理事長」、「会長」、「副理事長」、「専務理事」、「代表理事職務代行者」、「総裁」などの法人を代表する権限を有するかのような名称を付した場合には、法人が表見代表（一般社団・財団法人法第82条）ないし表見代理（民法第110条等）の責任を負う可能性があります。</p>
13	II - 1	<p>各法人の自治を尊重する観点から、定款に代わって、内規等に名称、権限等についての定めを設けることでも許されるべきである。</p>	民法34条 法人	<p>公益法人においては、役員等（理事、監事及び評議員）以外の者に対して、法律上の権限はないが、権限を有するかのような誤解を生じさせる名称（役職）を付す場合には、原則として、定款に、その名称、定数、権限及び名称を付与する機関（社員総会、理事会など）についての定めを設けることが望ましいものと考えられます。</p> <p>この考え方は、「定款」にその根拠が設けられることにより、その権限の内容等が公開（公益法人認定法第21条第4項、第22条第2項）等されることにより、関係法令の趣旨が全うされるものとの考え方にに基づいています。</p>
14	II - 1	<p>役員等の全員の職名を定款に規定した場合には、他の役職について定款に定めることは不要である旨を明記していただきたい。</p>	民法34条 法人	<p>当該者が役員等であるか否かのみでなく、法律上の権限を有するかのような誤解を生じさせる役職について、その権限等を定款に定めることがより望ましいと考えられます。</p>
15	II - 1	<p>基本的には、各法人の判断により必要に応じて定款において所要の規定を設け、名称付与ができるものとする。特に代表権のない会長は、営利法人においてもよくある例であり、非営利法人においてこれを認めないということにはならないと考え</p>	民法34条 法人	<p>代表権を有しない者に「会長」との名称を付与することを一律に禁止するものではありませんが、公益法人においては、役員等（理事、監事及び評議員）以外の者に対して、法律上の権限はないが、権限を有するかのような誤解を生じさせる名</p>

		る。		称（役職）を付す場合には、原則として、定款に、その名称、定数、権限及び名称を付与する機関（社員総会、理事会など）についての定めを設けることが望ましいものと考えられ、また、代表権のない者（代表権を有しない理事を含む）に対し、「会長」など法人を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、法人が表見代表（一般社団・財団法人法第82条）ないし表見代理（民法第110条等）の責任を負う可能性があります。
16	II-1	「定款審査における取扱い」の「公益法人の社会的信用を毀損し又は毀損するおそれが高い場合」とは具体的にどのようなケースを想定されているのかお示しいただきたい。	地方公共団体	具体的事情に即した個別の判断となるものであり、具体例を挙げるのは適当ではないと考えます。
17	II-1	新たに一般法人を設立するときの審査は準則主義であるのに、移行認可を受けようとする場合に、このようなことまで厳格な審査がなされるのは大きな矛盾である。	民法34条 法人	II-1については、移行認定のみを対象としています。 なお、当「留意事項」は、特例民法法人の定款の変更の案の内容が、「一般社団・財団法人法等の規定に適合していること」が移行の要件とされた趣旨（旧民法における公益法人制度から大きく変革した新制度の趣旨を新制度に移行する法人に徹底させるため、移行に際しては、その定款の内容を行政庁が審査することにより、移行に伴う定款変更等の手続の確実性及びその内容の明確性を確保するとともに、移行に伴う紛争及び不正行為を防止することを図ったもの）を踏まえて作成されることとされたものです。
18	II-1	「定款の定め例」について、相談役が不在となることも想定して、「相談役を置く。」ではなく、「相談役を置くことができる。」に改めるべきである。	地方公共団体	必置とするかに応じて、お示しのような定めであっても差し支えないと考えます。
19	II-1	社会通念的に代表権をもたない「相談役」を「定款の定め例」において用いるのは不適切である。	民法34条 法人	II-1については、代表権に限らず法律上の権限はないが、権限を有するかのような誤解を生じさせる名

				称について記載しているものであるため、「相談役」を定款に定める場合の例としています。
20	II-1	公益法人に一定額の寄附をした者を賛助会員等とし、賛助会員等に一定の利便を提供することとする場合には、公益法人認定法第5条第3号又は第4号の規定（特別の利益を与えるもの）に抵触していないことを確認するために、賛助会員等に提供される利便の内容について定款で明記してはどうか。	地方公共団体	認定法第5条第3号については、理事、監事のほか、使用人、基金の抛出者、設立者等に対する特別の利益の提供を禁止しているものであり、賛助会員等のみを当「留意事項」において取り上げることはしていません。なお、「特別の利益」に該当するか否かは、賛助会員に供与される一定の利便の内容・性質・回数等の具体的事情を前提にして個別に判断される問題と考えられます。
21	II-2	定款に定めない会長の諮問機関や理事会の下の任意の機関（議案準備委員会、政策検討会など）を設置し、「理事会の議案はその機関の審議を経てから付議すること」を内規等で定めることは理事会の決定権を制限するものではなく、これを可能とすべきである。	民法34条 法人	法人の運営に際し、定款に根拠を設けずに、法律に根拠のない任意の機関（会議体）を法人内部で設けることも可能と考えられますが、当該機関の運用において、法定の機関の権限を制約するような運用をすることは許されません。御意見にある運用については、理事会は、各理事が招集することとされ、理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めた場合においても、理事会の招集権者以外の理事は、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができることとされていること（一般社団・財団法人法第93条）等との関係において、各理事が議案を提出しようとする際、任意の機関の審議を経ていないことを理由に一律に各理事の議案の提案権等を否定することとなる運用等をする場合には問題が生じ得るものと考えられます。
22	II-2	委員会等の任意の機関の定款上の定めについて、例えば、「理事会の諮問機関として、別途定める内規に基づき、委員会を設置することができる」といった包括的な規定とし、詳細については、内規等に委任することは可能とすべきである。	民法34条 法人	御指摘のように、法律に根拠のない任意の機関（会議体）を法人内部で設けるに際し、定款に包括的な規定を設けた上で、任意の機関の詳細部分の規定については内規に委ね、当該内規を理事会で決定できるようにする方法とすることも差し支えな

		<p>事業範囲が広範な法人においては、機動的に課題に対処するために設置する内部機関(例：事故調査委員会)も多く、定款に全ての機関を列挙し、その構成、権限等の詳細にて規定することは、定款変更の煩瑣な手続に鑑みれば、現実的ではない。</p> <p>このような法人では、通常、下部組織を設置して、実務を検討することが常であり、任意の機関の詳細部分の規定については、内規に委ね、当該内規を理事会で決定できるようにした方が機動的に活動できる。</p>		<p>いものと考えられます（なお、当該機関の運用において、法定の機関の権限を制約するような運用をしないことが前提となります。）。</p>
23	II-2	<p>「業務執行の決定」を行わない委員会や支部については、組織の種別ごとに規定すればよく、また、業務執行の決定ではなく業務の執行を行うことのみを規定する場合には、業務の詳細を定款に規定する必要はないこととすべきである。</p>	民法34条 法人	<p>業務執行の決定を行うか否かにかかわらず、定款により任意の機関を設ける場合には、その名称、構成及び権限を明確にすることが望ましいと考えられます。なお、この権限等が明確になるのであれば、当該機関の種別ごとにまとめて記載することは差し支えないと考えます。</p>
24	II-2	<p>(注)1にあるように、定款に根拠を置かない機関も認めるべきであり、法定の機関の権限を制約するような運用があった場合に、事後的に対処することでよいのではないかと。</p>	民法34条 法人	<p>定款に根拠を設けずに、任意の(合議)機関(会議体)を設けることも可能と考えられますが、当該機関の運用において、法定の機関の権限を制約するような運用をすることは許されません。かかる考え方と異なる運用を選択する場合には、その理由の説明を求め、不適切であれば不認定又は不認可の対象となり得るものとなります。</p>
25	II-2	<p>(注)1に、「定款に根拠を設けずに上記のような任意の機関を設けることも可能であるが、当該機関の運用において、法定の機関の権限を制約するような運用をすることは許されない」とあるが、監督基準等で改めて同様の趣旨を示す予定はあるか。趣旨には賛同するが、定款で審査できない事項について本案に示しても、実効性を担保することはできないと考える。</p>	地方公共 団体	<p>定款の審査で把握できない各法人における実際のガバナンスの運用は、監督の際の重要なポイントの一つになると考えています。また、現在のところご指摘のような監督の「基準」を作成する予定はありません。</p>
26	II-2	<p>「定款の定め例」の第3項につ</p>	地方公共	<p>一般社団・財団法人法上の条文を</p>

		いて、「一般社団・財団法人法上の代表理事」を、「一般社団・財団法人法第21条第1項の代表理事」とすべきである。	団体	記載しなくても十分に特定されるものと考えています。(お示しのような定めであっても差し支えないと考えます。)
27	II-3	<p>代議員制度の採用は、極力避けるようにすべきである。</p> <p>社員総会の運営においては、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認めることが可能であり、代議員制度の採用を積極的に認める意義が乏しい。社団法人の運営上、社員に対して定期的に通知を行うことは当然必要であるから、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認めることは事務管理上それほど不都合ではない。広く社員全員の意見が社団法人の運営に反映されるようにすべきである点に鑑みても、敢えて代議員制度の採用を認めるまでもないからである。</p>	個人	代議員制度については、II-3記載の考え方のとおりです。
28	II-3	制度そのものの必要性について、記載された要件は社員による社員総会そのものであり、それをあえて代議員会と称する理由に乏しい。むしろ社団法人における、社員総会形成の一つの類型とすべきではないか。	民法34条 法人	御意見の趣旨が必ずしもよく分かりませんが、「当該社団法人に会費を納めている会員に選挙権を与え、会員の中から社員を選出するための選挙を行い、当該選挙により選出された者を任期付きの社員とする。」旨の定めを設けることにより、このような意味での代議員制を採用する場合には、代議員会が法律上の社員総会となります。
29	II-3	代議員制を採用する場合の要件として、「情報開示請求権等を実効性のあるものにするための措置として少数会員の権利が保護されていること」を追加すべきである。例えば、「○人以上の会員を社員として訴訟の提起を認める。」、「会員に対して、会費の改定等に係る意見の申出又は決議への参加を認める。」ことなどが考えられる。	地方公共 団体	各種の訴えを提起できる者が一般社団・財団法人法等の規定により限定されている場合に、これを定款の定めにより拡大することは一般的にはできないものと考えます。社員総会の決議に参加できる者についても同様です。
30	II-3	記述された要件のうち、社員でない正会員に「社員」と同じ情報開示請求権を定款の定めにより認める必	民法34条 法人	社団法人の実態としては社員となることができる資格のある者(会員)を社員とせず、当該者(会員)に対

		<p>要があるとしているが、「社員」でないものに社員にのみ認められた権利を付与することは、プライバシーの保護・個人情報の保護等の観点から問題ではないか（旧民法下で「社員」の地位にあった者を新法下では「会員」として取り扱うこととするような法人等については、法の趣旨の潜脱を防止するため、このような社員の法人に対する情報開示請求権を認めるとのことであるが、それは旧来の社員の権利剥奪の妥当性の問題であって、ひとり情報開示によって解決できる問題ではない）。</p>		<p>して、社員と同様の情報開示請求権を付与する旨を予め定款に定めている場合には、プライバシーの保護・個人情報の保護等の観点からも特段の問題はないものと考えられます。</p>
31	II-3	<p>代議員制を採用する場合、代議員名簿が法律上の社員名簿となり、会員名簿の作成、管理、公表は法人の任意であるのか。</p>	<p>民法34条 法人</p>	<p>代議員を法律上の社員とする制度を導入した一般社団法人及び公益社団法人においては、一般社団・財団法人法及び公益法人認定法により作成及び公開等が義務付けられている「社員名簿」は、代議員の氏名等の所定の事項を記載又は記録した名簿になります。</p> <p>なお、上記の意味の代議員制度を導入した場合には、それを正当化ならしめる根拠の一つとして、各会員について、「社員」を選出するための選挙（代議員選挙）で等しく選挙権及び被選挙権が保障されていることや、会員に「社員」と同等の情報開示請求権等を付与することが必要であると考えられており、代議員を選定・解職する権限を有する地位にある者（会員）の名簿については、社員名簿に準じて必ず作成し、管理する必要があるものと考えられます。</p>
32	II-3	<p>理事が代議員に立候補すること、又は他人を代議員に推薦することを許容すべきである。</p>	<p>民法34条 法人</p>	<p>理事が代議員に立候補すること及び理事が他人を代議員に推薦することはいずれも差し支えないものと考えられます。</p>
33	II-3	<p>(注)1に、新制度の移行に伴って代議員制を新たに採ることとする場合の最初の代議員を選任する時期等について、移行の登記の後に速やかに</p>	<p>民法34条 法人</p>	<p>新制度の移行に伴って代議員制を新たに採ることとする特例社団法人においては、定款の変更の案を定める前に、当留意事項に示された「考</p>

		実施することで足りることを示していただきたい。		え方」を踏まえた代議員制を内容とする定款の変更の手續（ひいては代議員選挙）を行った上で定款の変更の案を定めることが望ましいと考えられます（その場合、旧民法上の社員の地位を有していた者に対して代議員の選挙権等を付与しないものとするは合理的な理由がない限り許されないものと考えられます）。そのような定款の変更（代議員選挙）を行うことが困難な場合には、具体的な事情を前提として、個別に判断されることとなります。
34	II-3	脚注の11において、「当該特例社団法人の責任者による一定の関与の下にその社員（代議員）の選挙が行われることが必要であることに留意すべきである。」と規定されているが、代議員選挙を職員のみで行うことは困難であり、理事が関与することを認めるべきである。	民法34条 法人	<p>具体的な事情を前提として個別に判断されるものですが、一般的には、代議員選挙の事務運営に理事が関与することは許容されるものと考えられます。</p> <p>なお、御指摘の「特例社団法人の社員（代議員）の選挙を他の法人や団体に完全にゆだねることは不相当である。例えば、当該特例社団法人と提携先の法人等（連携法人・連携団体）との間に、……密接な共通関係がある場合であっても、当該特例社団法人の社員（代議員）の選出に際しては、本文の考え方が没却されることのないように、当該特例社団法人の責任者による一定の関与の下にその社員（代議員）の選挙が行われることが必要であることに留意すべきである。」との記載における「責任者」とは、提携先の法人等において適正に代議員選挙が行われることを担保するための業務を行う（理事会が指定する）担当の者（理事）を想定しています。</p>
35	II-3	(注)1の「また」以降の記述の趣旨は何か。また、「合理的な理由」とはどのようなものを指すのか考え方を確認したい。	個人	従来、いわゆる代議員制を採っておらず、全ての会員を法律上の「社員」として取り扱ってきた民法34条法人において、移行認定・移行認可に伴って新たに代議員制を採ることとする場合には、「社員」の数を大

			<p>幅に減らし、旧民法上の「社員」の地位を有していた多くの者を「社員」ではない「会員」とすることになるため、当該「会員」（元社員）に対しては、合理的な理由がない限り、新制度上の「社員」である代議員の選挙権や情報開示請求権等の諸権利を付与しなければならないという意味です。また、従来からいわゆる代議員制を採ってきた社団法人においては、新制度への移行に伴って、「会員」の権利や範囲を合理的な理由なく狭めることは許されないという意味です。「合理的な理由」の内容については、具体的な事情を前提として個別に判断されることとなりますが、例えば、複数の種類の社員（会員）資格（例えば、個人社員（会員）、学生社員（会員）、名誉社員（会員）、賛助社員（会員）など）を設けている特例社団法人において、当該法人の事業活動に関する重要な事項の意思決定に関心を持ち、これに関与すべき立場にある種類の社員（会員）のみを社員（又は代議員の選挙権を有する正会員）とした方が当該社団法人の目的、事業内容に照らして合理的であるにも関わらず、当該法人の事業内容等と関連性の薄い種類の社員（会員）まで不相当に広く社員（又は代議員の選挙権を有する正会員）としていたような場合が考えられます。</p>
36	II-3	<p>「考え方」において、評議員は4年間の任期が保障されているとあるが、一般社団・財団法人法の規定からすると、「4年間」というのは正確ではないのではないかと。</p>	<p>個人</p> <p>御指摘のとおり、正確には、評議員の任期は、「選任後四年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、定款によって、その任期を選任後六年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで伸長することを妨げない。」ものとされ、また、「定款によって、任期の満了</p>

				前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期を退任した評議員の任期の満了する時までとすることを妨げない。」ものとされています（一般社団・財団法人法第174条）。
37	II-3	<p>社員（代議員）の選挙を他の法人や団体に完全にゆだねる場合に必要となる選挙に対する当該法人の責任者による一定の関与について具体的にお示しいただきたい。</p> <p>当法人では、代議員の選挙方法を定款等で規定し、都道府県単位の連携法人の代議員会にて代議員を選出するよう委託している。こうした仕組みを新制度移行後も継続していくためには、どういう点に留意すべきか、改善すべき点があるとすれば連携法人との調整も必要となるため、できるだけ早い時期にお示しいただきたい。</p>	民法34条 法人	当該法人と連携法人との連携の内容等の個別の事情に即して判断されるものと考えます。
38	II-3	<p>「考え方」の1行目について、個人の報酬のような情報を総会で公表するのは好ましくないので、「報酬等」を「報酬枠等」に改めるか、削除すべき。企業の株主総会でも報酬枠は決めるが、個人の報酬を総会では決めない。</p>	民法34条 法人	<p>一般社団法人の役員報酬等の決定方法に関し、法は、理事の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として一般社団法人等から受ける財産上の利益をいう。以下同じ。）は、定款にその額を定めていないときは、社員総会の決議によって定める（一般社団・財団法人法第89条）こととし、監事の報酬等は、定款にその額を定めていないときは、社員総会の決議によって定める（同法第105条第1項）こととしています。</p> <p>なお、公益社団法人の役員報酬等を支給する場合においては、民間事業者の役員報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めていることを要し、当該支給の基準に従って報酬等を支給しなければならず、また、当該支給の基準を公表しなければならないこととされて</p>

				<p>います（公益法人認定法第5条第13号、第20条）。このような法の諸規定からも明らかなように、役員報酬等は個人ごとに社員総会で開示されその決議（承認）を受けて定められるのが原則です。</p>
39	II-3	<p>「定款の定め例」における選挙制度の例示においては、その実施時期（社員総会の前か同時か）が不明、社員の任期（2年が妥当か、4年ではどうか）、正会員と社員の割合（300人に1人の理由）等々いくつかの疑問が残ることから、根本的には立法による解決を視野に入れるべきである。</p>	民法34条 法人	<p>定款の定め例についてはあくまでも一つの例を示したものに過ぎません。なお、当「留意事項」で取り上げられている代議員制を採用場合には、留意事項で指摘した5つの要件を少なくとも満たしている必要があるものと考えられ、かかる考え方と異なる運用を選択する場合には、その理由の説明を求め、不適切であれば不認定又は不認可の対象となり得るものとなります。</p>
40	II-3	<p>「定款の定め例」の第2項について、代議員を選出する割合は、「定款の変更の案作成の案内」と整合性をとる意味でも、正会員「300人」と具体的な数値を記載せず、柔軟性を持たせるべきである。代議員を選出する割合については、多い方が望ましく、例えば千人以上も可とすることを明記されたい。</p>	民法34条 法人	<p>定款の定め例は、あくまで一つの例を示したものに過ぎません。</p>
41	II-3	<p>「定款の定め例」の第3項では、代議員選挙の細則を理事会において定めるとしているが、その内容いかんによっては、不正に代議員が選出された場合の扱いやそれによって社員が不在となった場合の扱い等が不明となり、社員総会ひいてはその法人の存在が不安定になるのではないか。</p>	民法34条 法人	<p>定款の定め例についてはあくまでも一つの例を示したものに過ぎません。なお、「留意事項」で取り上げられている代議員制を採用場合には、留意事項で指摘した5つの要件を少なくとも満たしている必要があるものと考えられ、かかる考え方と異なる運用を選択する場合には、その理由の説明を求め、不適切であれば不認定又は不認可の対象となり得るものとなります。</p>
42	II-3	<p>「定款の定め例」の第5項の「理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。」については、「正会員」である理事は、代議員選出に係る選挙権を有しないという意味でよいのか。また、「正会員」である</p>	地方公共 団体	<p>正会員である理事が、正会員の立場において、代議員選挙に投票し、又は選挙によって選出されて代議員となることは差し支えないと考えられます。</p>

		理事が代議員を兼ねることを禁止する規定が必要であると考える。		
43	II-3	「定款の定め例」の第6項では、代議員の任期が、一般社団・財団法人法における理事の任期と同じになっているが、代議員が任期最終日に新たな理事を選任することになるので、適切ではないと考える。	その他	御指摘を踏まえ、「代議員選挙は、2年に1度、〇月に実施することとし、代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙の終了の時までとする。」といったために修正しました。
44	II-3	「定款の定め例」の第10項について、①法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）については、一般人にも行使可能な権限であり、ことさら規定するのはおかしいし、また、②法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）については公益社団法人の場合は社員に限定されないし、社員以外には住所に係る記載又は記録の部分を除外して閲覧をさせることができる（公益法人認定法第21条第5項、同法第22条第3項）。正会員は「社員」ではないから、住所については閲覧できないとするのか否かこの定款案では疑問が残る。また、④法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）、⑤法第52条第5項の権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧）については、法律上の社員に限定されており、それを正会員にも可能とすることは法律違反ではないか（定款に規定すれば可能という解釈もありうるかもしれないが、「社員」は変転するため、ある時点の社員総会がその定款を変更し、閲覧を不可とした場合はどう考えるのか）。	民法34条 法人	「定款の定め例」についてはあくまでも一つの例を示したものに過ぎません。 なお、御指摘に係る事項のうち、①法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）については、一般社団法人（認定を取り消された公益社団法人を含みます。以下同じです。）においては社員及び債権者以外は閲覧等することができません。また、②法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）についても一般社団法人においては社員以外は閲覧等することができません。さらに、④法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）、⑤法第52条第5項の権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧）について、会員に当該権利を認める旨を定めることは何ら妨げられないものと考えられます。 なお、「社員」によるガバナンスの実効性を確保するため社員たる地位を有する者に各種の権利を付与した一般社団・財団法人法の趣旨を踏まえ、当「留意事項」で取り上げられている代議員制を採る場合には、社員の法人に対する情報開示請求権等を定款の定めにより「会員」にも認める必要があるものと考えられ、かかる考え方と異なる運用を選択する場合には、その理由の説明を求め、不適切であれば不認定又は不認可の対象となり得るものとなります。
45	II-3	「定款の定め例」の第11項において、役員員の損害賠償責任は、すべ	民法34条 法人	当「留意事項」で取り上げている代議員制の問題点としては、実態と

		<p>ての正会員の同意がなければ免除することができない旨の規定は、一般社団・財団法人における社員の権利を代議員に付与するものとしていることなどから適当ではなく、損害賠償責任の免除をすることが、実質的には不可能になるものであり不要と考える。</p>		<p>して社員となることができる資格のある者（会員）が多数いるにも関わらず、法律上の「社員」の範囲を狭く絞り、構成員のうちの一部の勢力のみが「社員」に固定されてしまうことにより、社員総会の運営だけでなく、理事の業務執行の監督や責任追及を含む当該法人の実効性のあるガバナンスを確保することができなくなるという問題点があります。</p> <p>そのため、上記の代議員制を採用する場合における役員等の任務懈怠による法人に対する損害賠償責任の全部を免除するための要件については、一般社団・財団法人法第112条の趣旨を踏まえ、本来社員となることができる資格のある者（会員）の全員の同意を要するものとするのが望ましいと考えられます。</p>
46	II-3	<p>「定款の定め例」の第11項では、現実的に免除が困難となるため、一般社団・財団法人法第114条に基づき理事等の損害賠償責任の免除に関する定款の定めを置くことができる旨も記載すべきである。</p>	民法34条 法人	<p>理事の責任の全部免除については、No45のとおりです。なお、役員等の責任の一部免除については、一般社団・財団法人法第113条から第115条の規定に基づき、所定の定款の定めを置くこともできるものと考えられます。</p>
47	II-3	<p>「定款の定め例」の第11項は、「考え方」に示す要件①～⑤のどの部分に対応するか。また、一般社団・財団法人法の規定を超える規定を定款の定め例として示した意図は何か。</p>	地方公共 団体	<p>⑤の要件に対応します。No45のとおりです。</p>
48	II-4	<p>一般社団・財団法人法上の評議員会でないのに、社団法人において「評議員会」という組織体の名称を使用すべきでない旨を明記し、「社員総会（評議員会）」という表現については、財団法人の場合に評議員会を指す旨であることを明記すべきである。社団法人においては、「協議員会」という用語も使用すべきでない旨を明記した方がいいと考える（II-1、II-2も同様）。</p>	民法34条 法人	<p>法の名称とは異なる通称名や略称を定款に使用する場合には、「法律上の名称」と定款で使用する名称がどのような関係にあるのかを、定款上、明確にする必要があり、また、法人の運営に際し、法律に根拠のない任意の機関（会議体）を定款に設けて運営する場合には、当該機関の名称、構成及び権限を明確にし、法律上の機関である社員総会、評議員会又は理事会等の権限を奪うことのないように留意する必要があるもの</p>

				と考えられます。なお、Ⅱ－４の「社員総会（評議員会）」との表記については、当然ですが、一般社団法人ないし公益社団法人の法定の機関である社員総会、一般財団法人ないし公益財団法人の法定の機関である評議員会を意味して表記されています（Ⅱ－４の「問題の所在②」は公益財団法人にも関係のある事項です。）。
49	Ⅱ－４	「社員総会（評議員会）」との記載があるが、社団法人には評議員会はないのではないか。それとも社団法人においても「評議員」を設置していいということなのか。	民法34条 法人	No48のとおりです。
50	Ⅱ－４	(注)1において、「総社員の議決権の3分の1を有する社員の出席」を要することとするのであれば、定足数の大幅な緩和に当たらないのか明示すべき。	民法34条 法人	総社員の議決権の3分の1を有する社員の出席を有することとなる程度の定めを設ける場合であれば、通常は、社員総会の普通決議の決議要件（定足数）を大幅に緩和することにはならないと考えております。
51	Ⅱ－４	「考え方」に「この要件を大幅に緩和したり、あるいは撤廃する定めを設けた場合には（中略）上記の法の趣旨が没却されることとなる。」とあるが、決議要件（定足数）の定款の定めを撤廃する定めを設けた場合には、「没却」ではなく一般社団・財団法人法第49条第1項の規定違反にあたるのではないのか。	地方公共 団体	一般社団・財団法人法第49条第1項は、普通決議の要件について、定款で別段の定めをすることを妨げないこととしており、普通決議の定足数を撤廃することについても、法は、必ずしも禁止していないものと考えられます。
52	Ⅱ－４	決議要件（定足数）の緩和は、どの程度まで許容されるのか具体的に お示しいただきたい	地方公共 団体	Ⅱ－４の(注)1において、一例として、「総社員の議決権の3分の1を有する社員の出席」を要することとなる程度の定めを設けることが考えられる旨の記載をしており、定足数の下限の在り方については、当該法人の事業内容・性質、規模、社員数等の諸般の具体的事情を前提にして個別に判断される問題と考えられます。
53	Ⅱ－４	役員を選任議案の定足数については、会社法における取締役等の選任議案の定足数と同様に3分の1以上を要求するような基準を定めるべき	個人	新制度の趣旨を踏まえれば、貴見のように役員を選任議案の定足数について明確な下限を設けることも望ましい考え方の一つとも考えられま

		である。		<p>すが、「公益社団法人が、定款の定めにより、社員総会の普通決議の決議要件（定足数）を大幅に緩和し、あるいは撤廃することは許されない」との考え方を前提に、その定足数の下限の在り方については、当該法人の事業内容・性質、規模、社員数等の諸般の具体的事情を前提にして個別に判断される問題と考えられます。</p>
54	II-4	<p>定足数を過半数より少なくした場合、社員の間意見の対立等があった時、適正な法人運営が確保されない恐れがあり、また、大規模法人であっても、書面や代理による議決権の行使、代議員制の採用などにより定足数の確保は可能と考える。したがって、法の趣旨に鑑み、定足数の緩和はすべきでないとする。</p>	地方公共団体	<p>新制度の趣旨を踏まえれば、貴見のように、社員総会の普通決議の決議要件（定足数）を緩和する定款の定めを許容するべきではないという考え方もあり得ます。</p> <p>しかし、一般社団・財団法人及び公益法人認定法が理事の選任手続等を可能な限り慎重ならしめ、社員総会における実質的な審議を経て適正に理事が選任されるプロセス等を確保しようとした趣旨と、一般社団・財団法人法第49条第1項が普通決議の決議要件（定足数）の在り方について法人の判断に基づく定款自治を許容した趣旨の調和の観点から、「公益社団法人が、定款の定めにより、社員総会の普通決議の決議要件（定足数）を大幅に緩和し、あるいは撤廃することは許されない」との考え方を前提に、その定足数の下限の在り方については、当該法人の事業内容・性質、規模、社員数等の諸般の具体的事情を前提にして個別に判断される問題と考えられます。</p>
55	II-4	<p>社員総会の定足数については、そもそも法律で規定しておくべきものではないでしょうか。もし、ガイドラインで規定するとしても大幅に緩和するという表現は、非常に抽象的であり、明確に基準を規定しておくべきではないでしょうか。なお、一般社団・財団法人法の第49条の過半数とした場合でも、社員総会の場合</p>	地方公共団体	<p>No54のとおりです。</p>

		は、代理人出席、書面評決、電磁的方法による評決に加え、代議員制度についても検討されていることから、十分過半数でも対応できるものと考えます。		
56	II - 4	一括採決が許容される場合を限定している脚注の15は削除すべき。 また、評議員会において、一括採決することについて出席評議員から異議が出されない場合に、一括採決方式を認めるべきと考える。	民法34条 法人	一般社団・財団法人法及び公益法人認定法は、あらゆる規律を通して、選任手続を可能な限り慎重ならしめ、社員総会（評議員会）における実質的な審議を経て適正に理事が選任されるための種々の方策を講じており、採決に際し、全議案についてすべて賛成か又はすべて反対かという投票を強制した場合には法の趣旨が没却されることとなるため、社員総会又は評議員会で理事の選任議案を採決する場合には、各候補者ごとに決議する方法を採ることが望ましいものと考えられます。なお、御指摘のII - 4の脚注の15については、一括採決（決議）が許容され得る場合の一例を記載しているものであり、これ以外の場合について全く許容されないということではありません。具体的な事情を前提として個別に判断される問題ですが、一括採決（決議）が許容され得る場合として、①全ての社員ないし全ての評議員が一括採決に異議がない場合や、②議決権行使書面による議決権の行使の結果、社員総会の開催前に、複数の役員の選任議案の全てについて過半数の賛成がそれぞれ得られているような場合であって、社員総会において、議長が複数の役員の選任議案を候補者全員一括で決議（採決）することを出席している議場の社員に諮り、それに異議が出ない等のときが考えられます。
57	II - 4	理事の選任決議に際して一括採決は不可とのことであるが、実際の運用として、一括採決について社員総会参加者全員の賛同が得られた場合	民法34条 法人	御意見にあるような決議の有効性については、議決権行使書面による議決権の行使の状況等の諸般の事情を勘案して個別に判断されるものと

		(一括採決に異議がない場合)は一括採決してよいと解するがいかがか。		考えます。
58	II-4	定款に候補者を一括して採決することを禁止する旨の規定を設けず、議事運営上、一括採決の可能性まで排除はしていないと解釈される場合については、「一般的に許容する旨の定めを設けること」には該当しないことを明確にされたい。	民法34条 法人	II-4においては、理事の選任議案の決議に際し候補者を一括して採決(決議)することを一般的に許容する旨の「定めを設けること」は許されない旨を明記しており、このような決議方法を禁止する旨の定めを設けることを求めているものでないことは、明らかとなっていると考えています。
59	II-4	理事の選任の決議方法について、候補者に異議があるとき以外は候補者を一括して採決(決議)する旨を定款で定めたり、或いは定款で定めずにそのような運用をすることは認められるのか。また、総会において定款とは別に定める規則において候補者を一括して採決(決議)する旨の定めを設けた場合はどうか。	民法34条 法人	移行認定又は移行認可に際して整備法第100条第1号又は整備法第117条第1号により、審査の対象となるのは定款の変更の案ですが、定款かその他の法人の内部規則かにかかわらず、「理事の選任議案の決議に際し候補者を一括して採決(決議)すること」を一般的に許容する旨の定めを設けることは許されないものと考えます。 また、このような定めについては、社員に対して全議案についてすべて賛成か反対かという投票を強制することとなり、法の趣旨が没却されるものと考えられます。なお、理事候補者ではなく、全ての社員ないし全ての評議員が一括採決に異議がない場合には、一括採決をすることが許容される場合もあるものと考えられます。
60	II-4	「定款の定め例」において、理事の選任について、社員総会で1人づつ採決し、過半数の賛成を得た者を理事とする(定数を超えた場合は得票数の多い順)とあるが、現実的でない。 事前に社員による選挙を行い、選挙により選出された候補者を社員総会で議決すべきである。理事(特に定数が多い場合)の選任は、一般の議案と異なり、定数どおりの理事を選出する必要がある。支持が社員の	その他	理事の選任は社員総会の決議による必要があり(一般社団・財団法人法第63条)、普通決議の決議要件(出席した社員の議決権の過半数の賛成)を満たさない者については、理事として選任されたことにはならないものと考えられます。 また、「予備選挙」については、社員総会の理事の選任権限を奪い、又は社員総会以外の者に拒否権(事実上の決定権)を与えることとなるような定款の定めである場合には無

	<p>過半数に達しない者でも理事になれる場合があることを認識すべきである。</p> <p>「定款の定め例」のような方法だと、次のような不都合が生じる。なので、事前選挙を行うべきである。</p> <p>(ア) 票が分散したときに、定数に達しないことがある。(A候補40%、B候補30%、C候補30%)</p> <p>(イ) (ア)の場合、決選投票を行う方法もあるが、代理議決や書面議決の人が投票できない。</p> <p>(ウ) 多数の社員が出席した総会で、候補者一人一人について投票し得票数を集計するのは時間的に困難</p> <p>(エ) 一人ずつ議決して、賛成者の多い順に選出するとすると、少数派の理事が選出されなくなり、社員の総意を反映しているとはいえない。</p>		<p>効となります(Ⅱ-5をご参照ください)。</p> <p>理事の選任議案の採決に際して、各候補者ごとに決議する方法によった場合、社員はいずれかの候補者に投票するのではなく、各候補者ごとに賛成又は反対の投票をするものであり、複数の候補者について過半数の賛成を得ることが可能となります。</p>
61	<p>Ⅱ-4</p> <p>本会の選挙制度は、社員総会に先立ち理事候補者を会員(社員)全員による直接選挙により選出する仕組みであり、「1つ1つの議案(1人1人の理事の選任議案)ごとに賛成又は反対の意思を表明することができる」趣旨を十分踏まえた制度となっている。この選挙結果に従い理事選任議案が策定されるので、社員総会による議決は一括決議であっても、一体としての手続きとして、法の趣旨を十分に踏まえた制度運用となると考えている。</p> <p>仮に、会員(社員)の直接選挙による「1つ1つの議案(1人1人の理事の選任議案)ごとに賛成又は反対の意思を表明」した結果である役員選任議案を、再度社員総会において個別に賛否を問うような運用は、直接投票を実質二度行うことと同様になり、極めて非効率な制度運用となる。</p> <p>そこで具体的な運用として、会員</p>	民法34条 法人	<p>御意見にある「社員総会に先立ち理事候補者を会員(社員)全員による直接選挙により選出する仕組み」「この選挙結果に従い理事選任議案が策定されるので、社員総会による議決は一括決議であっても、一体としての手続きとして、法の趣旨を十分に踏まえた制度運用となると考えている。」との意味が必ずしも明らかではありませんが、一般社団法人の理事は、社員総会において、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行うこととされています(一般社団・財団法人法第63条第1項、第49条第1項)。社員総会で決議されることとなる理事の選任議案の内容(誰を理事候補者とするか)については、理事会(理事会を設置しない一般社団法人にあっては理事)が決定し(同法第38条第1項第2号、第5号、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規</p>

		(社員)の直接選挙により選出されたきた理事及び監事候補者の選任議案については、社員総会において議長が出席している議場の社員に一括審議を諮り、異議がでない場合、理事及び監事候補者の選任議案について一括で決議すること許容されるべき、と考える。		則第4条第3号イ、第5条第1項第1号)、また、社員も議案提案権を有しています(同法第44条)ので、社員も理事候補者を議案として提案することができます。
62	II-4	決議方法については、一括で決議する方法が一般的であるが、個別に賛否を表明できる選択肢も併用されるものと思われる。会社法における実務においても、この点に関して定款に特段の定めが置かれることは皆無であり、その場合の実務として「一括で決議する方法に限る」ような運営がなされることもないようである。	個人	決議方法についてはII-4記載の考え方とおりです。
63	II-4	社員総会、評議員会で理事の選任の決議の際に、各候補者毎に一名ずつ決議を行うことは、理事候補者が多数の場合、多大な時間をかけることになるなど、現実的でない。社員が候補者の一部について反対の意思表示ができる機会が確保されればよいこととすべきである。例えば、理事の選任議案に際して、まず議長が候補者全員一括で採決を行うことについて賛成を得た上で、候補者の一括選任の決議を行うことも可能とすべきである。	民法34条 法人	一般社団・財団法人法及び公益法人認定法は、あらゆる規律を通して、選任手続を可能な限り慎重ならしめ、社員総会(評議員会)における実質的な審議を経て適正に理事が選任されるための種々の方策を講じており、採決に際し、全議案についてすべて賛成か又はすべて反対かという投票を強制した場合には法の趣旨が没却されることとなるため(一般社団・財団法人法第266条第1項第1号参照)、社員総会又は評議員会で理事の選任議案を採決する場合には、各候補者ごとに決議する方法を採ることが望ましいものと考えられます。 なお、具体的な事情を前提として個別に判断される問題ですが、一括採決が許容され得る場合として、①全ての社員ないし全ての評議員が一括採決に異議がない場合や、②議決権行使書面による議決権の行使の結果、社員総会の開催前に、複数の役員の選任議案の全てについて過半数の賛成がそれぞれ得られているような場合であって、社員総会において、議長が複数の役員の選任議案を候補

				者全員一括で決議（採決）することを出席している議場の社員に諮り、それに異議が出ない等のときが考えられます。
64	II-4	脚注の15について、総社員の議決権の過半数が議長に委任されている場合は、社員総会において議長が理事候補者の一括決議を諮り、異議がない場合は一括決議できることを追加することにより、社員総会の運営の効率化を図るべきである。	民法34条 法人	No63のとおりです。
65	II-5	役員に充てるべき地方公共団体の職員等の職名を定款に記載するいわゆる充て職については、社員総会又は評議員会の選任権限を奪うこととはならない旨を示すべき。	民法34条 法人	社員総会又は評議員会の理事の選任及び解任権限は、定款の定めをもってしても奪うことができないため（一般社団・財団法人法第35条第4項、第178条第3項）、例えば地方公共団体の特定の役職に就任した者をもって理事とする旨のいわゆる充て職について定款で定めた場合、無効な規定となります。また、定款において、社員総会又は評議員会が第三者の意見を参考にすることができる旨を定めることは許容されますが、第三者が推薦した者の中からしか理事を選任できないような定款の定めは社員総会又は評議員会の理事の選任権限を奪うものであり無効となります。
66	II-5	地方公共団体の監理団体である場合に、「地方公共団体の長又は旧主務官庁の同意を得なければならない」と定款に定めることはできないのでしょうか。また、寄附行為の変更や解散等の場合も同様の内容を定款に定めることはできないのでしょうか。	民法34条 法人	理事の選任に限らず、一般社団・財団法人法の定めにより社員総会又は評議員会の決議を必要とする事項について、社員総会又は評議員会以外の機関が決定することができることを内容とする定款の定めは無効であり、社員総会又は評議員会以外の者（機関）に拒否権（事実上の決定権）を与えることとなり得るような場合も同様であると考えます。「当該社員総会又は評議員会以外の者（機関）」が行政機関である場合も同様です。
67	II-5	(注)3における社員総会又は評議員会が意見を参考にすることができる	民法34条 法人	各法人の判断（法人自治）において、所定の定款変更手続を経ること

		<p>者については、旧主務官庁を排除するなど、一定の限定を置くべきである。</p>		<p>により、「社員総会（評議員会）が理事を選任又は解任する場合には、旧主務官庁の意見を参考にすることができる」旨の定款の定めを設けることも妨げられないものと考えられます。</p> <p>もともと、このような定めを根拠に、社員総会又は評議員会の理事の選任又は解任権限を奪うこととなるような運用をすることは許されないものと考えられます。</p>
68	II-6	<p>「考え方」において①と②の二つの方法の選択を求めているが、これを削除すべき。事前の規制ではなく、弊害が現実化するおそれが生じたときに事後的に監督すれば足りるものとする。</p> <p>原案の考え方は、「最初の評議員の人选が特定の団体や勢力の関係者で占められた場合」という極めて例外的なケースを前提としているが、法律上は評議員の構成について認定法第5条第10号及び第11号のような制限は設けられておらず、当「留意事項」によって新たな規制を導入することは適切ではない。</p>	民法34条 法人	<p>II-6に記載のとおり、公益法人の適正な運営を確保するためには、評議員の選任方法については、「考え方」において示した①又は②の方法のように、当該法人と相互に密接な関係にある者ばかりが評議員に選任されることのないようにする必要があり、これを確実に担保することができる方法を探らなければならないものと考えております。</p> <p>また、当該「留意事項」は、公益法人認定法等の趣旨を踏まえ、公益認定等委員会による定款審査における考え方を示したものであり、公益法人認定法等と齟齬を生じるものではないと考えています。</p> <p>なお、II-6については、「考え方」において示された①又は②以外の方法をとる場合であっても、その理由の説明を求めた上で、委員会において、当該方法により、当該法人と相互に密接な関係にある者ばかりが評議員に選任されることがなく、これを確実に担保することができる方法であるか否かを判断することとしており、直ちに不認定とするものではありません。</p>
69	II-6	<p>「考え方」の①を原則とし、②は最初の評議員を選任する場合や②によるべきとの動議が評議員から出された場合などの例外とすべきである。</p> <p>①については、「最高意思決定機</p>	民法34条 法人 個人 地方公共 団体	<p>II-6については、「考え方」で示している①又は②のいずれかの方法が望ましいものと考えており、いずれの方法によるかについては、各法人の実情等に応じて定められるも</p>

		<p>関の人事を最高意思決定機関だけで行なう」ことを相当でないと言われてはいるが、最高機関である以上、それに優る方法はなく、②のように、それより下部の選任機関で行なうよりはるかに相当であると考ええる。</p> <p>②では、「定款の定め例」で例示された外部委員の要件はきわめて不十分であり、評議員として「中立的な立場」の人材を選任できる制度的な保障がない。理事会で外部委員を選任することとし、評議員を選定するための機関に事務局員など内部の者が加わり、外部委員の人数が少数でも足ることなどから、理事の意向が、評議員会で選定する場合よりもより強力に働き、公正を欠くこととなるおそれがある。</p>		<p>のと考えています。</p> <p>また、定款の定め例については、考えられる一例を示したものであり、中立的な立場にある者の条件についてさらに条件を付加したり、すべての構成員を中立的な立場にある者とするとも差し支えないと考えます。</p> <p>なお、評議員の選任及び解任するための機関については、評議員の選任権限を専制的に有することとなるのであり、必ずしも評議員会の下部の機関とは言えないと考えています。</p>
70	II-6	<p>「考え方」に示されている方法のうち、①については、法律上の根拠を欠いている点で問題があるが、②の方法よりは実務上も採用しうるものと考えられる。他の各種の選解任の方法も含め、法律上の根拠を確立すべきである。</p> <p>②については、当該機関の設置により、当該法人と相互に密接な関係にある者ばかりが評議員に選任されることのないようにすることを、次の理由から確実に担保することができると思われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中立的な立場にあるものの定義がなされておらず、その中立性についてなんの担保も保証もないこと。 ・(注)3において、評議員の選任及び解任を、一定の知見を有する中立的な立場の法人(事業体)に委ねることは何ら差し支えないとしているが、中立的な立場の法人(事業体)の定義もされずに差し支えないとする理由が不明である(また、この場合には、評議員を選任等する任意の機関の構成員の全て 	民法34条 法人	<p>公益財団法人に移行する特例財団法人が評議員の選任及び解任方法を定款に定めるに際しては、当該法人と相互に密接な関係にある者ばかりが評議員に選任されることのないようにする必要があり、これを確実に担保することができる方法を探らなければならないものと考えられ、仮に、かかる考え方と異なる運用を選択する場合(評議員の構成を公益法人認定法第5条第10号及び第11号に準じたものにする旨を定款に定めおらず、かつ、評議員の選任及び解任方法として「中立的な立場にある者が参加する任意の機関を設置し、この機関の決定に従って評議員を選任及び解任する方法」以外の方法を定めている場合(特に、「評議員会が評議員を選任及び解任する」旨の定めを設けている場合))にはその理由の説明を求め、不適切であれば不認定の対象となり得るものとなります。</p>

		が「中立的な立場にある者」となるとしているが、これも同じ理由からその意味が不明である)。		
71	II-6	「考え方」の①に関連して、認定法第5条第11号における退職者の扱いを明示すべき。	個人	公益法人認定法第5条第11号については、同法及び同法施行令の定めより、現に理事等である者のみを対象としていることが明らかとなっています。
72	II-6	「考え方」の①について、当該法人や理事と何らかの関係を有するものについては、割合を制限するのではなく、欠格事由とすべきである。	民法34条 法人	理事の構成については、公益法人認定法において、他の同一団体関係者が占める割合等について制限が設けられており、定款で評議員の構成についても同様の制限を設けることにより、特定の団体や勢力の関係者によって占められることを回避できるものと考えていますが、各法人の判断により、理事との関係についての制限を設けることも差し支えないと考えます。
73	II-6	「考え方」で示されている②の方法を採用した場合であっても、評議員の人数の実務を円滑にするため、①の制限を課すべきと考える。	個人	「考え方」で示している①又は②のいずれかの方法によって、当該法人と相互に密接な関係にある者ばかりが評議員に選任されることのないよう担保できるものと考えておりますが、各法人の判断により、②の方法をとった上で①についても採用しても差し支えなく、むしろ望ましいものと考えています。
74	II-6	「中立的な立場にある者」や「一定の知見を有する中立的な立場の法人（事業体）」の定義を明示すべきである。	民法34条 法人	公益財団法人に移行する特例財団法人が評議員の選任及び解任方法を定款に定めるに際しては、当該法人と相互に密接な関係にある者ばかりが評議員に選任されることのないようにする必要があり、これを確実に担保することができる方法を探らなければならないものと考えられます。 なお、中立的な立場にある者の要件の例及びその説明については、(注)6の「定款の定め例②」及びFAQ問II-1-⑤の末尾に添付している〈参考〉において示しておりますのでご参照ください。
75	II-6	「中立的な立場」の定義を明示す	地方公共	「定款の定め例」は、あくまで

		べきである。「定款の定め例②」の第3項に示されている条件を満たしていれば中立的であると考えられるのか。	団体	<p>一つの例を示したものに過ぎませんが、御指摘の定款の定め例に示された要件を満たしている場合には、中立性を満たしているものと考えられます。</p> <p>なお、「定款の定め例」に従って評議員を選任したとしても、実際に選任された評議員の構成が特定の団体や勢力に対し特別の利益が与えられるおそれが高いものと認められる場合には、監督の対象となり得るものとされます。</p>
76	II-6	(注)2に記載されている「監督の対象となり得る」場合について、具体的に例示すべきである。	個人	<p>公益法人認定法第5条第3号及び第4号の取扱いについては、公益認定等ガイドライン、FAQ問IV-1-①にも記載しておりますが、特別の利益に該当するかどうかは、事業の内容や実施方法等具体的事情に即した個別の判断となり、具体例を挙げるのは適当ではないと考えますが、例えば、「評議員会で評議員を選任・解任し、評議員の構成を公益法人認定法第5条第10号及び第11号に準じたものにする」旨を定めた公益財団法人において、実際に選任された評議員の構成が、過去に特定の団体や勢力の幹部だった者のみで占められているような場合には、特別の利益が与えられるおそれが高いものと認められる蓋然性が高まるものと考えられます。</p>
77	II-6	(注)2に「実際に選任された評議員の構成が特定の団体や勢力に対し特別の利益が与えられるおそれが高いものと認められる場合には、監督の対象となり得る。」とあるが、「このようなおそれが」ない場合でも「監督の対象」となるので、「是正を求める等必要な措置をとるべき旨を勧告することとなる。」に改めてはどうか。	地方公共団体	<p>評議員の選任及び解任の方法が適切であるかどうかについて監督の対象となり得ることを説明したもので、これ以外の場合に監督の対象とはならない旨を記載しているものではありません。また、監督の具体的な内容については脚注の18において説明しております。</p>
78	II-6	(注)3に、「評議員の選任及び解任を、一定の知見を有する中立的な立	地方公共団体	<p>法人等の事業活動を通じて組織として集積している知識経験等をもつ</p>

		<p>場の法人（事業体）に委ねることは何ら差し支えない。」とあるが、知見を有するのは自然人であり、「法人（事業体）」が「知見を有する」ことはあり得ない。また、具体的にはどのような「法人（事業体）」を想定しているのかお示しいただきたい。</p>		<p>て「知見」と記載しています。また、「中立的な立場の法人（事業体）」については、FAQ問Ⅱ-1-⑤の末尾に添付している〈参考〉において考え方を示しておりますのでご参照ください。</p>
79	Ⅱ-6	<p>(注)3について、評議員候補者の原案を理事会において用意することを認めると、実質的に評議員を理事会が選任することになりかねず、一般社団・財団法人法第153条第3項第1号の規定の趣旨に反することとなるのではないかと。また、評議員を選任する機関の理事会からの独立性を担保する観点から、理事会等により選任される事務局員を構成員として加えずにその代わりに外部委員を増員することとし、「定款の定め例②」においても、当該機関の運営についての細則は理事会ではなく当該機関において定めることとし、候補者を評議員として適任と判断した理由についても当該機関の会長等がすべきである。</p>	<p>民法34条 法人 地方公共 団体</p>	<p>法人の業務執行（の決定）を担っている理事又は理事会を、評議員候補者の原案への関与等の一切のプロセスから完全に排除した場合には、公益財団法人の業務内容や性質等に鑑みた知見・経験を有する適切な評議員候補者の選定等が実質的に困難となる場合が考えられます（なお、一般社団・財団法人法第181条第1項第2号参照）。</p> <p>また、評議員を選任及び解任するための機関の構成員については、法人の業務の執行に直接携わっていて、事業運営の実情に通じている者として、少人数であれば事務局員等の者を参加させることは問題ないと考えています。なお、中立的な立場にある者で評議員の選任及び解任を行う機関に参加してもらえる者が多数いる場合には、当該機関の構成員のより多くの者が中立的な立場にある者であることが望ましいと考えます。</p>
80	Ⅱ-6	<p>(注)3に理事が評議員会の構成員となることは許されない旨の記載があるが、移行前の特例民法法人の理事であった者が、移行後に評議員となることに問題はあるか。また、理事であった者が監事になる場合、監事であった者が理事や評議員になる場合、旧寄附行為により任意の機関として置かれていた評議員であった者が理事や監事になる場合についても明確に示して頂きたい。</p>	<p>民法34条 法人</p>	<p>評議員を選任する任意の機関の構成員として、「中立的な立場にある者」のほかに法人関係者（評議員、監事、事務局員等）を加えても差し支えありませんが、理事又は理事会による評議員の選任を禁止した一般社団・財団法人法第153条第3項第1号の趣旨を踏まえ、理事が構成員となることは許されないものと考えられます。</p> <p>①移行前の特例民法法人の理事であった者が、移行後に評議員となること、②理事であった者が監事にな</p>

				<p>る場合、③監事であった者が理事や評議員になる場合、④旧寄附行為により任意の機関として置かれていた評議員であった者が理事や監事になる場合のいずれについても禁止する規定はなく差し支えありませんが、例えば、旧理事が一時的に評議員や監事になることにより、評議員選任機関の構成を旧理事で占める等上記の考え方を潜脱するものと認められるような場合には、問題が生じる場合があります。</p>
81	II-6	<p>旧民法法人の定款により置かれている評議員会の構成が、①の要件を満たしているときは、最初の（一般社団・財団法人法上の）評議員についても、評議員会で選任するのがより好ましいと考える。</p>	民法34条 法人	<p>II-6については、「考え方」で示している①又は②のいずれかの方法が望ましいものと考えており、いずれの方法によるかについては、各法人の実情等に応じて定められるものと考えています。</p> <p>また、現行の各法人の寄附行為における評議員会の構成、権限等にもよりますが、指導監督基準においては、評議員の選任を理事会ですることとしているなど、新制度の評議員会とは大きく異なっているものであり、現行寄附行為上の評議員会の構成が結果としてII-6の「考え方」の①に示した基準に適合している場合であっても、その決議をもって新制度の評議員を選任することは、必ずしも望ましくないものと考えます。</p>
82	II-6	<p>(注)4について、最初の評議員の選任方法についても自由であるべきであり、その法人の特性や実績ならびに従来の選任方法等を考慮し、旧主務官庁が独自にかつ自主的に判断すべきである。</p> <p>「考え方」において示されている②の方法をとるべき場合とは、「評議員の人事を身内だけで行い、外部の者が関与する余地がなくなるため、当該法人の運営が特定の団体や勢力の利益に偏り、その運営の公正さに疑いを生じさせるおそれがある」な</p>	民法34条 法人 個人 地方公共 団体	<p>最初の評議員の選任方法についての考え方をFAQ問II-2-①において確認的に示しており、また、主務官庁及び都道府県に対する要請については、FAQ問II-1-⑤の末尾に添付している〈参考〉のとおりです。なお、認可するかどうかの判断については、各旧主務官庁においてなされるものと考えます。</p>

		<p>どの例外的な場合であり、このようなときには、旧主務官庁に付与された認可権を行使し、中立性が担保できる選任方法を指導することは何ら問題ないとする。</p>		
83	II-6	<p>「考え方」の①の方法により評議員会において評議員の選任及び解任を行うこととし、最初の評議員のみ外部委員を含む評議員選定委員会で選任する場合、定款の変更の案に最初の評議員の選任方法について記載する必要はないのか、また、そうであれば、最初の評議員の選任方法について定款やその下部規程で定める必要があるか。</p>	民法34条 法人	<p>御指摘のとおり、最初の評議員の選任方法については、定款の変更の案に記載する必要はありません（整備法第89条第2項）。最初の評議員を選任するには、旧主務官庁の認可を受けて理事が定めるところによる（同法第92条）こととされているため、最初の評議員を選任するための機関の設置等の形式についても、理事が定め、旧主務官庁の認可を受けるところによることとなります。</p>
84	II-6	<p>(注)4について、評議員設置特例財団法人についても、選任方法④を採用した場合でも、最初の評議員は中立的な機関の設置により選任しなければならないのか。</p> <p>最初の評議員の選任方法については、旧主務官庁の認可を受けた方法によることとなり、その時点で選任方法の中立性を確保できればこと足りるのではないと思われるため中立的な機関の設置は不要と考えられる。</p>	民法34条 法人	<p>最初の評議員を選任し、既に評議員を設置している評議員設置特例財団法人については、移行の際に整備法第92条に基づく「最初の評議員」の選任手続を行う必要はなく、当「留意事項」に示された評議員の選任・解任方法の定めのとおりについて、当該定めについての定款審査を受けることとなります（整備法第89条第3項、一般社団・財団法人法第153条第1項第8号）。なお、最初の評議員の選任方法については、最高意思決定機関の人事を最高意思決定機関だけで行うことの弊害や評議員の人事を外部の者が関与する余地を封じて行うことの弊害を防止するため、「任意の機関として、中立的な立場にある者が参加する機関を設置し、この機関の決定に従って評議員を選任及び解任する方法」となる場合が通常と考えられます。</p>
85	II-6	<p>最初の評議員の選任方法についての認可を申請するための具体的な手続を示していただきたい。</p>	民法34条 法人	<p>最初の評議員の選任に係る認可に係る具体的な手続については、各旧主務官庁において定められるものです。</p>
86	II-6	<p>「定款の定め例①」において、</p>	民法34条	<p>御指摘の定款の定め例は、評議</p>

		評議員会での決議方法等について一般社団・財団法人法に則って行う旨の定めは不要と考える。	法人	員の選解任を行う評議員会の運営方法等について疑義が生じないよう、通常の決議方法等と異なることを確認的に記載しているものです。また、No 9をご参照ください。
87	II-6	「定款の定め例②」において、評議員選任委員会の位置づけが明確ではない。外部委員以外を誰が選任するのか。外部委員の人数、構成比は問わないのか。理事会と評議員会の両方が推薦して、候補者が定数を超えた場合はどうするのか。このような細かい内容は法人の規則等に定めればいいのか。	民法34条 法人	評議員の選任及び解任をするための任意の機関として、中立的な立場にある者が参加する機関を設置し、この機関の決定に従って評議員を選任及び解任することとする場合には、各法人の判断において当該方法を具体化したものを定款に記載することとなります。なお、当「留意事項」で示した「定款の定め例」についてはあくまでも一つの例を示したものに過ぎません。また、各法人が定めた方法が、当該法人と相互に密接な関係にある者ばかりが評議員に選任されることがなく、これを確実に担保することができる方法となっているか否かは、具体的な事情を前提として個別に判断されることとなります。
88	II-6	「定款の定め例②」では、外部委員の選任や、規則の制定を通じて、理事や理事会の意向が強く反映され、理事又は理事会が評議員を選任することを禁じ散る法の趣旨と不整合となる。	民法34条 法人	定款の定め例についてはあくまでも一つの例を示したものに過ぎません。なお、法人の業務執行（の決定）を担っている理事又は理事会を、評議員候補者の原案への関与等の一切のプロセスから完全に排除した場合には、公益財団法人の業務内容や性質等に鑑みた知見・経験を有する適切な評議員候補者の選定等が実質的に困難となる場合が考えられます（なお、一般社団・財団法人法第181条第1項第2号参照）。 また、定款の定め例における評議員候補者の原案を提出する機関の定め例については、法人の業務内容等に鑑みた適切な評議員候補者の選定等を行うことを確保しつつ、評議員会及び理事会の抑制と均衡というガバナンス上の問題点を考慮したものであり、法的な問題はないもの

				と考えています。
89	II-6	<p>「定款の定め例②」について、理事会に加えて評議員会も評議員候補者の原案を提出できているが、評議員選定委員会において評議員が構成員の過半数を占めることも不相当であるとする(注)3と矛盾するし、理事会と評議員会の評議員候補者の原案のどちらが優先するかが不明である。</p> <p>また、評議員選定委員会の運営についての細則は理事会において定めるとしているが、理事又は理事会が評議員を選任し、又は解任することを内容とする定款の定めは無効であるとする一般社団・財団法人法の規定に実質的に違反することにならないのか疑問である。</p>	民法34条 法人	No88のとおりです。
90	II-6	<p>「定款の定め例②」において、評議員を選任及び解任する機関の構成員に事務局員が入っているが、事務局員は理事の監督を受ける立場にあり、また、理事による監督を通じて評議員の監督も受ける立場にあるのだから、理事又は理事会が評議員を選任又は解任する旨の定めを無効と規定している一般社団・財団法人法の趣旨に照らして問題がある。</p>	民法34条 法人	理事又は理事会が評議員を選任することはできませんが、一般財団法人の業務の執行に直接携わっていて、事業運営の実情に通じている者として、少人数であれば事務局員等の者が評議員を選任する任意の機関に参加することは問題ないものと考えられます。
91	II-6	<p>「定款の定め例②」の第5項における「適任と判断した理由」と「候補者とした理由」との違いについて明示すべきである。</p>	民法34条 法人	II-6の「定款の定め例」において、「適任と判断した理由」及び「候補者とした理由」については、当該候補者の経歴、知見、資質、当該候補者と法人との関係等諸般の事情から、当該候補者を適任と判断した理由を説明することとなります。
92	II-6	<p>「定款の定め例②」において、「外部委員」以外の委員についても、選任する者(機関)を明示すべきである。</p>	民法34条 法人	評議員選定委員会の構成員のうち、評議員については評議員会において、複数の監事がある場合の監事については協議により、委員となる者を選定することを想定しています。事務局員としては、事務局を総括する立場にある事務局長等を想定しています。

				<p>なお、「定款の定め例」については、「考え方」に則した定款の定め一例を示しているものであり、このような定めでなければ、「考え方」と異なる定めと判断されるというようなものではありません。</p>
93	II-6	<p>一般社団・財団法人法上に補欠の評議員についての規定がないのに、「定款の定め例②」のように、補欠の評議員を選任できる旨を定款で定めることはできるのか。</p>	個人	<p>補欠の評議員の選任方法等を定款で定めることは許容されると考えられます（一般社団・財団法人法第174条第2項。FAQ問II-1-②参照）。</p>
94	II-6	<p>公益財団法人に移行する特例財団法人における評議員の選任、解任の方法に関する留意事項であるが、一般財団法人に移行する特例財団法人の場合は、どんな選任、解任の方法でも認められるのか。</p>	その他の 非営利法人 個人	<p>II-6の「定款審査における取扱い」において記載のとおり、当該項目は移行認定の場合のみを対象として記載しております。</p> <p>移行認可の場合には、評議員の選任及び解任の方法として、理事又は理事会が評議員を選任し、又は解任する旨の定款の定めや、一般社団・財団法人法等の関係法令の趣旨を没却するような定款の定めは許されないことはもちろんですが、それ以外のものであれば、各財団法人の判断に基づいて「評議員の選任及び解任の方法」を決めることとなります。</p>
95	II-6	<p>移行認可に際して、評議員となるべき地方公共団体の職員等の職名を定款に記載するいわゆる充て職については、不認可の対象とならない旨を示すべき。</p>	民法34条 法人	<p>公益法人以外の一般社団・財団法人における評議員の選任及び解任の方法については、No94のとおりであり、地方公共団体の特定の役職に就任した者をもって評議員とする旨を定めることはできますが、法人と評議員との関係は、委任に関する規定に従うこととされています（一般社団・財団法人法第172条第2項）ので、当該候補者の承諾をもって就任するこ</p>
96	II-7	<p>会社法における取扱いと同様に、代表理事を社員総会の決議によって選定することを許容すべきである。</p>	個人	<p>結論としては貴見のとおりですが、理事会に代表理事の選定・解職権限を付与し、その監督権限の実効性を確保しようとした法の趣旨を踏まえれば、公益社団法人において、理事会のみで代表理事の選定等を行うこととせず、代表理事の選定等の過程</p>

				に社員総会を関与させることとする場合には、理事会によるガバナンスの確保を図ることとした法の趣旨を踏まえ、理事会の法定の権限である代表理事の選定及び解職権限を実効的に担保することができる内容の定款の定めを設けることが望ましいものと考えられます。
97	II-7	現在、当法人では、会長、副会長、理事、常任理事といった役職ごとに選挙を行って選任しているが、代表理事の場合と同様に、業務執行理事の選定についても社員総会を関与させることを認めていただきたい。	民法34条 法人	代表理事の場合と同様に、理事会が最終的に責任を持って業務執行理事の選定及び解職をすることができるような定款の定めであれば、業務執行理事の選定の過程に社員総会が関与することもできるものと考えられます。
98	II-7	法定の理事会の権限が実効的に担保されない定款の定めは、法の趣旨に反するものになると考えられるため、不認定の対象とすべきである。	地方公共 団体	F A Q問II-1-④のとおり、定款の定めにより、社員総会で代表理事を直接選定又は解職することは妨げられないものと考えられます。 もっとも、理事会に代表理事の選定・解職権限を付与し、その監督権限の実効性を確保しようとした法の趣旨を踏まえれば、公益社団法人において、理事会のみで代表理事の選定等を行うこととせず、代表理事の選定等の過程に社員総会を関与させることとする場合には、理事会によるガバナンスの確保を図ることとした法の趣旨を踏まえ、理事会の法定の権限である代表理事の選定及び解職権限を実効的に担保することができる内容の定款の定めを設けることが望ましいものと考えられます。
99	II-7	(注)について、代表理事に事故がある場合の職務代行については、あくまで、一時的な措置であり、代表理事が事故により長期にわたって欠けることが予想される場合は、理事会で代表理事を選任すればよいのであって、理事会の代表理事の選任権限を奪うとはいえない。このような記述は削除すべきである。	民法34条 法人	「代表理事が欠けた場合」や「代表理事に事故があった場合」に備えて、(将来の)代表理事の選定を代表理事が行うことはできません。 理事会が代表理事の選定を行う場合であっても、一般社団・財団法人法には、理事及び監事の場合と異なり、「代表理事が欠けた場合」に備えて、補欠の代表理事を選定できる旨の規定はありません。

				<p>また、「代表理事に事故があった場合」については、どのような場合に該当するのかが不明確となり、疑義を生ずることとなるなどの問題があります。</p> <p>なお、現行の民法においては、理事の全員が法人のすべての業務について法人を代表することとされており、多くの法人では、定款等により各理事の権限の分担等を内部的に定めていますが、これと同様に、一般社団・財団法人法においても、代表理事を複数名選定し、内部的に権限の分担を定める運用をすることはできます。</p>
100	II-7	「定款審査における取扱い」に「不認定の対象とはならない。」とあるが、一般社団・財団法人法第90条第2項第3号及び第3項の規定を満たしているかどうかの審査であるため、「不認定又は不認可の対象とはならない。」と改めてはどうか。	地方公共団体	<p>総論の「3定款審査における取扱い」において説明のとおり、移行認可については、不認可の対象となる場合のみその旨を記載することとしています。</p>
101	II-7	<p>代表理事が欠けた場合や出張等で不在の場合などの取り扱いについて予め決めておくことは法人運営の危機管理上必要である。</p> <p>代表理事が欠けた場合等の職務代理者を理事会が予め決めるのであれば問題がないと考える。</p>	民法34条 法人	No99のとおりです。
102	II-7	代表理事に事故がある場合の職務代行者を定款で決めておけば問題ないと考える。例えば、定款案に「代表理事に事故あるときまたは欠けたときは、業務執行理事がその職務を代行し、またはその職務を行う」と記載してはどうか。	民法34条 法人 地方公共団体	No99のとおりです。なお、御意見中にある定款の定めのように、業務執行理事を当然に代表理事とすることはできないものと考えられます。
103	II-7	代表理事が欠けた場合の措置として、理事会において後任者を選定するまでの間、他の理事が代行する措置を認めるべきである。代表理事を複数名選定するのは運営上紛争の元となること、裁判所申立は時間がかかることにより、業務継続に穴を開	民法34条 法人	No102のとおりです。定款で定めた場合に無効となる定め（代表理事が欠けた場合に、代表理事でない者が代表理事としての職務を執行する旨の定め）と同じ内容を、法人の内部規則で定めた場合、当該内部規則の定めは無効となると考えられます。

		<p>けるべきではないと考えます。</p> <p>また、このような規定を定款ではなく、法人の内部規則で定めた場合はどうなるか。</p>		
104	II-7	<p>II-7については、財団法人の場合も該当するのか。</p> <p>(注)について、代表理事が予め定める順番で職務を代行する定めは無効としていますが、定款上で、代表理事(理事長)が定めるのではなく、「代表理事(理事長)に事故あるときは、副理事長が職務を代行する」の定めはどうなるのでしょうか。当法人は、代表理事2名を選定するほどの規模ではありません。また、機関のスムーズな運営上必要だと考えています。</p>	民法34条 法人	<p>II-7の「本文」については、一般社団法人における社員総会と同様、一般財団法人の評議員会で代表理事を選定する旨の定款の定めを設けることにより、評議員会により代表理事を選定することは妨げられないと考えます。ただし、その場合においても、理事会に代表理事の選定・解職権限を付与し、その監督権限の実効性を確保しようとした法の趣旨を踏まえれば、公益法人において、理事会のみで代表理事の選定等を行うこととせず、代表理事の選定等の過程に社員総会又は評議員会を関与させることとする場合には、理事会によるガバナンスの確保を図ることとした法の趣旨を踏まえ、理事会の法定の権限である代表理事の選定及び解職権限を実効的に担保することができる内容の定款の定めを設けることが望ましいものと考えられます。なお、II-7の注については、一般財団法人においても該当します(No99及びNo102をご参照ください。)</p>
105	II-7	<p>特例財団法人の理事の代表権に関して、整備法の改正等により手当てすべきである。</p>	個人	<p>新法の施行日には、全ての特例民法法人が、「理事会」（法律上の正式な理事会）を設置していない状態となります（整備法第80条第3項、第89条第4項）。そのため、新法の施行日の時点では、各特例民法法人の各理事が、それぞれ法人を代表する権限を有することとなり、特例財団法人の理事の代表権も同様に考えられます（整備法第77条第5項参照）。</p>
106	II-8	<p>理事会に代理人が出席して議決権を行使することを定める事は認められないとの事は、確かに理想的にはそれが良いと思いますが、ほとんどの団体は、これを実行できないと思い</p>	民法34条 法人	<p>II-8及びFAQ問II-6-①に記載のとおり、現行の民法法人において、定款又は寄附行為の定めにより置かれている理事会とは異なり、新制度の理事会は一般社団・財団法</p>

		<p>ます。特に大きな団体になればなる程、理事には、大企業のトップ（会長・社長等）が多く、全員の予定を合わせる事は物理的に無理だからです。そうなると、理事の人数を減らすこととなり、極端に理事の人数が減ってしまいます。総会も重要ですが、理事会は、実質的な意思決定機関ですから、できれば、賛成反対も含めて、やはり代理ではあっても、たくさんの理事の意見をもらうのが、良いのではないのでしょうか。</p> <p>そのかわり、出席及び欠席（代理出席）の委任状を10年残すとか、議事録を必ず社員に送付するとかの方法を考えるべだと思います。</p> <p>結局、直接本人が理事会に出席したとしても、意見を多数の人から、たくさんもらう事が組織のガバナンスには重要です。意見の多様性がなければ、意味がないと思います。この条項については、是非、再考もしくは、修正をお願いしたいというのが私の意見です。</p> <p>理事の人数が極端に減って、一部の人間のみ意見で理事会の意思決定がされてしまう為、組織が暴走しやすくなり、危険だと思います。特に大きな団体になればなるほどその可能性が高いと思います。</p>		<p>人法上の機関として、法の規定により法人の重要な業務執行等を決定する機関とされており、また、理事は、その個人的な能力や資質に着目し、法人運営を委任されている者であり、自ら理事会に出席し、議決権を行使することが求められるものと考えられます。</p>
107	II-8	<p>理事（評議員）の「全員の同意」が得られる議案の場合には、持ち回り決裁同様、書面や電磁的方法による同意の意思表示も認められるべきである。</p> <p>通常の過半数の同意による議決方法ではなく、理事全員の同意により議決する旨を定款に定めておけば、持ち回り決議や書面や電磁的方法による議決権行使を行うことは可能とすべきである。</p>	民法34条 法人	<p>貴見のように、理事（評議員）の「全員」が同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会（評議員会）の決議があったものとみなすことができる（一般社団・財団法人法第96条、第194条1項）ため、理事（評議員）の「全員の同意」が得られる議案の場合には、いわゆる持ち回り決議をすることもできます。</p>
108	II-8	<p>脚注の21は「全員」の同意を「持ち回り決議」の要件とするが、賛否</p>	民法34条 法人	<p>一般社団・財団法人法第96条に基づき理事会の決議の省略が許される</p>

		<p>が分かれていない議案については、白票、棄権、無効な記載のある票があっても、これを有効とすべきである。</p>		<p>場合には、「理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき」であることが必要であり、また、同法第194条第1項に基づき評議員会の決議の省略が許される場合には、「評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき」であることが必要とされています。「白票」、「棄権」、「無効な記載のある票」をもって「全員」の「同意の意思表示」と解することができるかは法の解釈にわたる事項ですが、一般的にはかなりの困難を伴うものと考えられます（同法第265条第1項、第266条第1項第1号等参照）。</p>
109	II-8	<p>いわゆる「みなし決議」の場合、理事の全員の同意が必要とされているが、疾病、けが、所在不明（事故により連絡がとれない場合含む）等により、理事として一時的に権利・義務を遂行できない理事は、みなし決議での理事全員に含めないとする事項を定款に記述することを可能とすべき。</p> <p>みなし決議の場合、一定期間、理事としての権利・義務を果たすことができない理事は、それが証明された場合に限り、「理事全員」には含まれないとする運用を行うべきである。</p>	民法34条 法人	<p>一般社団・財団法人法第96条（第197条）に基づき理事会の決議の省略が許される場合には、「理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき」であることが必要とされています。</p> <p>そして、「当該事項について議決に加わることができる」理事以外の理事とは、「特別の利害関係を有する理事」、すなわち法律上議決に加わることができないこととされている理事を指すものと考えられ（同法第95条第2項、第197条）、御指摘の「疾病、けが、所在不明（事故により連絡がとれない場合含む）等により、理事として一時的に権利・義務を遂行できない理事」、すなわち、一時的に何らかの障害で事実上議決に加わることができない状況にあるに過ぎない理事はこれに該当しないものと考えられます（仮に疾病が重い場合や所在不明が長期の場合で当</p>

				<p>該理事がその職責を全うすることができないことが明らかな場合には、当該理事が辞任するか当該理事の解任議案を理事会で提案することとなります。)。そのため、このような理事を一般社団・財団法人法第96条(第197条)に基づく決議の省略の際の同意の対象から外すことを一般的に許容する旨の定款の定めは、無効な定めとなる余地が高いものと考えられます。</p>
110	II-8	<p>可否同数の場合の取り扱いについては、会議(組織)の円滑な運営のためには何らかのルールは必要である。「可否同数の場合議長が決するところによる。」というのは、社会通念上広く認められている方法であり、定款に定めるということは、このルールが社員にも認められた方法ということであるから、当該方法は認められるべきではないか。認められないのであれば、何らかの適切な方法を提示していただきたい。</p>	<p>民法34条 法人</p>	<p>理事会又は評議員会において、可否同数の場合に議長が決することとする旨の定款の定めは、特定の理事又は評議員に2個の議決権を与えることとなり、また、一般社団・財団法人法に定められた決議要件を緩和するものといわざるえないため、一般社団・財団法人法に反することとなり無効となるものと考えられます。そのため、各理事が、法人の運営を委任された者として、理事会において十分な議論を行っていただくことなどにより、法律に則った形で必要な意思決定を行っていただきたいと考えます。</p>
111	II-8	<p>決議において可否同数となった場合の合理的な解決方法の一つとして、「可否同数のときは、議長の決するところによる」と定めた上で、次項において、「前項の場合には、議長は、理事(評議員)として表決に加わることができない」と定めるならば、2個の議決権を与えることにならないのではないかと。</p>	<p>民法34条 法人 地方公共 団体</p>	<p>御意見にあるような定款の定めを設けることはできますが、その場合、議長を含めた出席理事全員のうち賛成の者と反対の者が同数であった場合には、やはり決議が成立しないのであって、決議が成立しやすくなるということではなく、逆に、10人の出席理事のうち、議長を含む6人が賛成であった場合には過半数の賛成が得られないため決議が成立しないこととなるなど、決議が成立しにくくなる場合もあります。</p> <p>なお、議長たる理事が議決権を行使しない当初の議決において、議長たる理事を除く出席理事の過半数の賛成で決議が成立する旨を定めた場合には、一般社団・財団法人法に定</p>

				められた決議要件を緩和するものと言わざるを得ないため、一般社団・財団法人法に反することとなり無効となるものと考えられます。
112	II-8	社員総会については、一般社団・財団法人法において、社員の議決権について定款で別段の定めをすることが許容されており、可否同数の場合に、議長の定めるところによることができ旨を付記すべきである。	民法34条 法人	社員は、各一個の議決権を有することとされており（一般社団・財団法人法第48条第1項本文）、公益社団法人においては、社員総会において行使できる議決権の数等の所定の事項に関する定款の定めがある場合には、その定めが、当該法人の目的に照らし、不当に差別的な取扱いをしないものであること等であることが必要とされています（公益法人認定法第5条第14号ロ）。当該定款の定めの有効性については、議長が社員の資格を有していることが前提となりますが、当該法人における社員の資格の得喪の定めの内容、社員数、議決権に関する定款の定めの内容等の具体的な事情を前提として個別に判断される問題と思われま